⑱　「元本の削減」には、自己資本調達手段の元本金額が減額される場合のほか、当該自己資本調達手段が無償で発行者に譲渡される場合等、実質的に元本の削減と同じ効果が生じる場合を含む。

⑲　元本の削減が生じる場合の概要を記載すること。

⑳　元本の削減が生じる場合において、元本の削減が生じる自己資本調達手段の範囲に応じて、「常に全部削減」、「全部削減又は一部削減」又は「常に一部削減」のうち、該当するものを記載すること。

㉑　「元本回復特約」とは、元本の削減後に一定の事由を満たすことを条件として当該削減された元本部分の全部又は一部の回復を可能とする旨の特約をいう。

㉒　残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段が存在しない場合は、「一般債務」と記載すること。

㉓　「非充足資本要件」とは、自己資本調達手段の額の全部又は一部が算入される自己資本に係る基礎項目の額の区分に応じ、自己資本比率告示に定める普通株式の要件、その他Tier１資本調達手段の要件又はTier２資本調達手段の要件のうち、当該自己資本調達手段が充足しないものをいい、複数の非充足資本要件がある場合には、実質破綻認定時損失吸収条項（自己資本比率告示第六条第四項第十五号、第七条第四項第十号、第十八条第四項第十五号又は第十九条第四項第十号に定める要件をいう。）など、自己資本調達手段の損失吸収力を判断するために特に重要と認められるものを記載することができる。

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十五年三月三十一日から適用する。

（自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置）

第二条　この告示による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（次項において「新告示」という。）第二条第二項、第三条第二項又は第六条第二項の規定に基づき、別紙様式第一号により作成する自己資本の構成に関する開示事項は、平成二十年三月三十日までの間は、附則別紙様式第一号により作成しなければならない。

２　新告示第四条第二項、第五条第二項又は第八条第二項の規定に基づき、別紙様式第二号により作成する自己資本の構成に関する開示事項は、平成二十年三月三十日までの間は、附則別紙様式第二号により作成しなければならない。

（附則別紙様式第一号）

（単位：百万円、％）

項目		経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
普通株式等Tier１資本に係る基礎項目　(1)			
普通株式に係る株主資本の額			1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額			1a
うち、利益剰余金の額			2
うち、自己株式の額（△）			1c
うち、社外流出予定額（△）			26
うち、上記以外に該当するものの額			
普通株式に係る新株予約権の額			1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額			3
うち、危機対応準備金の額			
うち、特別準備金の額			
経過措置により普通株式等Tier１資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額			
……（その内訳を記載）			
……			
普通株式等Tier１資本に係る基礎項目の額　(イ)			6
普通株式等Tier１資本に係る調整項目　(2)			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額			8+9
うち、のれんに係るものの額			8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額			9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額			10
繰延ヘッジ損益の額			11
適格引当金不足額			12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額			14
前払年金費用の額			15
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額			16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額			17
少数出資金融機関等の普通株式の額			18
特定項目に係る十パーセント基準超過額			19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額			19